

令和3年度 一般会計 予算内示 事業別概要書 (当初)

款	9. 教育費	大事業	17. いじめ防止対策推進事業
項	1. 教育総務費	中事業	
目	3. 教育研究指導費	担当所属	指導課

予算種別	補助/単独	事業区分	前年度 当初予算額	増減額	前々年度 決算額	実施計画	第4章	豊かな心を育み 笑顔あふれるまち (教育)	5年間計画額	31,116
臨時	単独	計画	0	0	116		基本施策2	教育環境	令和3年度	10,372
									令和4年度	10,372
							施策3	安心して学校に通える環境を提供します	令和5年度	10,372
									令和6年度	0
									令和7年度	0

本年度事業費	(歳入)	(歳出)
本年度当初要求額		
本年度当初査定額		9,628

財源内訳	一般財源
本年度当初要求額	0
本年度当初査定額	9,628

<事業に関する説明>

<p>(事業の概要) ・児童生徒のいじめ等問題行動の早期発見・未然防止のための対策に関する審議及び、重大事態が発生した場合におけるその事実の確認・審査を行います。・佐倉市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、連絡会議を開催します。・佐倉市いじめ対策調査会を開催します。・佐倉市いじめ防止子供サミットを開催します。・学校支援アドバイザーによる巡回支援を通して、各学校の運営や生徒指導体制の充実について支援を行います。</p>	<p>(事業の目的) 「いじめ防止対策推進法」制定に伴い、地方公共団体の責務である、いじめの防止のための対策についての施策の策定と実施を果たすと同時に、いじめのない学校を目指します。</p>	<p>(事業の効果) ・いじめ防止等のための有効的な対策を検討し、専門的な見地から審議を行うことができます。また、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保した上で重大事態が起きた場合の対応を行うことができます。・いじめ防止子供サミットを通して、子供の人権意識の高揚を図ることができます。・学校支援アドバイザーからの指導支援により、各学校でのいじめ対策を強化することができます。</p>
<p>(事業実施上の問題点) ・「いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる」可能性があるとの認識からきめ細かに対応していく必要があります。しかしながら、ネットいじめ等、周囲から確認できないことが多い現状です。</p>	<p>(前年度からの見直し点)</p>	<p>(見積についての特記事項) ・いじめ調査会及び連絡協議会を条例に基づき開催していきます。 ・学校支援アドバイザーに相談業務も兼務させることにより、全小中学校で相談業務が可能となります。</p>

節	本年度 当初査定額	前年度 当初予算額	増減額
01	7,284	7,284	0
03	1,691	1,121	570
07	18	18	0
08	626	623	3
10	9	5	4

特定財源	款	項	目	節	細節	細々節	歳入特定財源科目名称	本年度 要求額	本年度 査定額	前年度 予算額	増減額
	差引一般財源								0	9,628	0